

## EXTAGE カード特約

### 第1条（定義）

1. 本特約に基づきカード発行会社（以下「当社」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「両社」といいます。）が会員に対し発行・貸与するカードを、「JCB GOLD EXTAGE」または「JCB CARD EXTAGE」（以下併せて「EXTAGE カード」といいます。）といいます。
2. 本特約、両社が別途定める会員規約（個人用）（以下「会員規約（個人用）」といいます。）および MyJ 関連規定類を承認のうえ申し込まれた方で、両社が審査のうえ入会を承認した方を EXTAGE カード会員といいます。
3. 本特約において用いられる用語は、本特約において別段の定めがない限り、会員規約（個人用） 両社が別途定める MyJCB 利用者規定、J/Secure(TM) 利用者規定または MyJ チェック利用者規定における意味を有するものとします。なお、本特約において、MyJCB 利用者規定、J/Secure(TM) 利用者規定および MyJ チェック利用者規定を総称して、「MyJ 関連規定類」といいます。

### 第2条（ご利用代金明細の確認方法）

EXTAGE カードの入会をもって、EXTAGE カード会員は、MyJ チェック利用者規定所定の MyJ チェックサービス（以下「MyJ チェックサービス」といいます。）の利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJ チェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則としてご利用代金明細書は送付されないものとします。本会員は、MyJCB によってご利用代金明細を確認することができます。

### 第3条（EXTAGE カードの年会費）

本会員は、当社が通知または公表する EXTAGE カードの年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。

### 第4条（カード発行手数料）

本会員は、前条に定める EXTAGE カードの年会費のほかに、EXTAGE カードのカード発行手数料（本会員および家族会員1人あたり2,100円（税込）となります。）を当社に対し支払うものとします。ただし、本会員または家族会員が EXTAGE カードの入会后最初の有効期限まで継続して会員資格を有している場合（EXTAGE カードの入会后最初の有効期限まで継続して会員資格を有している会員を、以下「継続会員」といいます。）には、当社は、本会員に対し、当該継続会員に係る EXTAGE カードのカード発行手数料の支払いを免除します。

### 第5条（EXTAGE カード付帯サービス）

EXTAGE カード会員は、当社、JCB または当社もしくは JCB が提携する第三者（以下「サービス提供会社」といいます。）が提供する EXTAGE カード付帯サービスおよび特典（以下併せて「EXTAGE カード付帯サービス」といいます。なお、EXTAGE カード付帯サービスは、会員規約（個人用）所定の付帯サービスとは異なります。）を当社、JCB またはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。EXTAGE カード付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。

## **第6条 (EXTAGE カード更新時の取り扱い)**

1. EXTAGE カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。EXTAGE カードの有効期限が満了した場合、第2項に基づき JCB ゴールドカードまたは JCB 一般カードが EXTAGE カード会員に対して発行されたか否かを問わず、EXTAGE カード付帯サービスは終了し、かつ本特約は失効します。
2. 両社は、前項の有効期限までに退会の申し出のない EXTAGE カード会員で、両社が審査のうえ会員と認める方に対し、JCB ゴールドカードまたは JCB 一般カードを発行します。この際、JCB GOLD EXTAGE の発行を受けていた EXTAGE カード会員に対しては JCB ゴールドカードが発行され、JCB CARD EXTAGE の発行を受けていた EXTAGE カード会員に対しては JCB 一般カード(当該 JCB ゴールドカードまたは当該 JCB 一般カードを併せて以下「更新後カード」といいます。)が発行されます。なお、更新後カードが発行された場合、EXTAGE カードの有効期限の満了後においても、会員規約(個人用)(その後の変更を含みます。)および MyJ 関連規定類(その後の変更を含みます。)ならびにこれらに基づく権利義務(MyJ チェックサービスを含みますが、これに限られません。以下本項において同じです。)は、更新後カードに係る契約およびこれに基づく権利義務として有効に存続します。
3. 更新後カードの年会費は、別途当社が通知または公表する JCB ゴールドカードまたは JCB 一般カードの年会費となります。

## **第7条 (本特約の改定)**

将来本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に EXTAGE カード会員が EXTAGE カードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。

## **第8条 (適用関係)**

本特約に定めのある事項については本特約が優先し適用され、本特約に定めのない事項であって MyJ 関連規定類に定めのある事項については MyJ 関連規定類の定めが優先し適用され、本特約および MyJ 関連規定類に定めのない事項については会員規約(個人用)が適用されません。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「当社」、「両社」、「当社または JCB」を「JCB」と読み替えます。